

法人インバーネットバンキングサービス「Biz-J ダイレクト」利用規定 新旧比較表 (2018 年 12 月 25 日改定)

旧	新
<u>(新設)</u>	<u>第 16 条 XML 利用サービス</u> <u>1. 内容</u> <u>(1) XML 利用サービスとは、全銀 E D I システムを利用して、総合振込の際に「XML 形式の総合振込依頼データ (金融 E D I 情報を付加した振込依頼データ)」のファイルを取り込んで振込するサービス、および、入出金明細照会の際に「XML 形式の振込入金明細データ (金融 E D I 情報が付加された振込入金明細データ)」のファイルを出力するサービスをいいます。</u> <u>(2) XML 利用サービスは、第 12 条に定める総合振込および XML 利用サービスの申込が必要となります。ただし、XML 利用サービスのみを解約することが可能です。</u> <u>(3) 総合振込の際に「XML 形式の総合振込依頼データ (金融 E D I 情報を付加した振込依頼データ)」のファイルを取り込んで振込する場合は、本条のほか第 12 条に定める総合振込の内容を適用します。</u> <u>(4) 入出金明細照会の際に「XML 形式の振込入金明細データ (金融 E D I 情報が付加された振込入金明細データ)」のファイルを出力する場合は、本条のほか第 8 条に定める照会サービスの内容を適用します。</u> <u>2. 手数料</u> <u>XML サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料およびこれに伴う消費税相当額をいただきます。</u> <u>この場合、当行は本利用手数料およびこれに伴う消費税相当額を普通預金規定 (総合口座取引規定、当座勘定規定、各種カード規定を含みます。) にか</u>

	<u>かわらず、通帳・払戻請求書・当座小切手・カードの提出なしに、契約者が利用申込書にて当行あて届出た代表口座から、当行所定の日に自動的に引き落とします。</u> <u>なお、本利用手数料およびこれに伴う消費税相当額の引落結果につきましては、所定の期間、本サービスの画面上に表示しますので、都度ご確認ください。</u> <u>3. 依頼内容の取消・訂正</u> <u>第7条2項により依頼内容が確定したあとに、金融E D I 情報の訂正はできないものとします。ただし、当行所定の時限内であれば、契約者は端末を用いて当行所定の方法により取消を行うことができるものとします。</u>
(第16条～第28条)	(新設の第16条の追加により、第17条～第29条に変更)
<u>第19条</u> 解約等 2. 契約者による解約 契約者による全部または一部の解約の場合は、当行所定の書面を提出し、当行所定の手続をとるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 なお、解約手続終了時点で処理が完了していない取引がある場合には、原則として、当行は当該取引の手続を行います。当該取引の手続が不要の場合は、解約届出の前に、第9条4項、第12条6項、第13条6項、第14条6項、第15条6項 <u>(新設)</u> のとおり取引の組戻・取消を行ってください。当行所定の組戻・取消が行われない場合は、当行は当該取引の手続を行います。	<u>第20条</u> 解約等 2. 契約者による解約 契約者による全部または一部の解約の場合は、当行所定の書面を提出し、当行所定の手続をとるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 なお、解約手続終了時点で処理が完了していない取引がある場合には、原則として、当行は当該取引の手続を行います。当該取引の手続が不要の場合は、解約届出の前に、第9条4項、第12条6項、第13条6項、第14条6項、第15条6項、<u>第16条3項</u> のとおり取引の組戻・取消を行ってください。当行所定の組戻・取消が行われない場合は、当行は当該取引の手続を行います。
<u>第19条</u> 解約等	<u>第20条</u> 解約等

6. 当行からの解約 (1) 略 ウ. 契約者が本規定、第<u>2 6</u>条に定める関係規定、その他当行の取引約定に違反したとき。	6. 当行からの解約 (1) 現行通り ウ. 契約者が本規定、第<u>2 7</u>条に定める関係規定、その他当行の取引約定に違反したとき。
第<u>2 0</u>条 免責事項等 1. 次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等 <u>(新設)</u> があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。	第<u>2 1</u>条 免責事項等 2. 次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等 <u>(金融E D I 情報の提供遅延、不達、漏えい、改ざん等を含みます。)</u> があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。